

議会改革推進会議会議録

令和5年8月18日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後2時40分～午後2時49分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員 会 長 森 美和子
副 会 長 服 部 孝 規
古 田 吉 昭 櫻 木 善 仁 深 水 隆 司
草 川 卓 也 中 島 雅 代 森 英 之
今 岡 翔 平 高 島 真 新 秀 隆
豊 田 恵 理 福 沢 美由紀 鈴 木 達 夫
岡 本 公 秀 伊 藤 彦太郎 小 坂 直 親
- 4 欠席議員 櫻 井 清 蔵
- 5 事務局 議会事務局長 渡 邊 靖 文 議事調査課長 大 泉 明 彦
書 記 新 山 さおり 書 記 西 口 幸 伸
- 6 案 件 1. 議会改革推進会議規程の一部改正について
2. 議員の通称等の使用に関する規程の制定について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後2時40分 開 会

○会長（森 美和子君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

初めに、議会改革推進会議規程の一部改正についてでございます。

現在、議会改革推進会議検討部会は、各会派から選出された議員1名を部会員として組織することとしております。検討部会は、推進会議の補助機関として議会改革に係る様々な事項を検討しておりますが、現在、議員18人のうち4名が会派に属さない議員であることから、議会全体の意見が反映できているのかという問題があります。

また、検討部会はあくまでも議論する場であって決定をする組織ではないことから、全員協議会の政策検討部会と同様に、今後必要があると認めるときは、会派に属さない議員も部会員とすることができるようにしてはどうかとの意見がありました。

この改正内容については、16日の検討部会において確認していただいておりますが、本日皆さんにも確認をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、改正内容について、事務局から説明いたさせます。

西口主任主査。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、資料1をご覧くださいと思います。

議会改革推進会議規程の一部を改正する規程ということでございます。

先ほども説明を会長からしていただいておりますけれども、検討部会に会派に属さない議員の方を部会員とするということができるよう改正をするということでございますので、第8条の検討部会の組織というところにおきまして、ただし書を追加させていただきます。

ただし、議長が必要と認めるときは、会派に属さない議員を部会員とできると、このように追加することによりまして、会派に属さない議員を部会員とするという形が取れるということになってまいります。

こちらは全員協議会、政策検討部会と同じように、規程を整理したというものでございます。

以上でございます。

○会長（森 美和子君） 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明について何か確認したいことがありましたら、順次発言をどうぞ。

（「なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） なければ、このような改正内容で規程の一部改正したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） それでは、このように一部改正を行い、本日から施行することといたします。

なお、改正後の推進会議規程第8条に基づき、会派に属さない議員として今岡議員を新たに部会員として選出いたしますので、御承知おきください。

また、今岡議員の部会員としての任期は、他の部会員と整合を図るため、他の部会員の任期満了までとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） それでは、今岡議員の部会員としての任期はそのようにいたします。

次に、議員の通称等の使用に関する規程の制定についてでございます。

通称または旧姓の使用については、令和5年4月から市職員の旧姓使用取扱規程が施行され、また全国市議会議長会からも、通称使用に関して必要な措置などをご配慮いただきたいとの通知がされています。それらを受けて検討部会でも検討課題に設定していました。

これにつきましても、16日の検討部会において確認していただいておりますが、議員が婚姻等の理由により通称名等を使用することができる仕組みを構築するため、規程として制定するものでございます。

制定内容について、事務局から説明いたさせます。

西口主任主査。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、資料2をご覧くださいと思います。

議員の通称等の使用に関する規程というものでございます。

まず、第1条でございます。

この規程につきましては、議会における通称等の使用に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条でございますが、通称等の使用ということで、(1) (2) (3)ということで次の各号に掲げる場合に応じ、通称等を議会において使用することができるというふうにさせていただきました。

(1) で、公職選挙法施行令により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称については使用することができるということでありませう。

(2) で、氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表または戸籍法と異なる字体が氏名に用いられている場合については、通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名ということで、こちらにつきましては、例えば「櫻」という漢字が使われる場合につきまして、通用字体、常用漢字表におかれる表記ということでございましたら「桜」という漢字に置き換えて使用することができますので、そちらに置き換えた氏名を使用することができますということでございます。

(3) でございますが、こちらは婚姻、養子縁組等の事由により氏を変更した場合ということでございまして、変更前の氏を使用することができる。いわゆる旧姓を使用することができますということでございます。

第2条2項でございますが、前項の規定に関わらずということで、通称等を使用することができない場合を上げております。

(1) で履歴に関する届出書類、(2) で辞職願、(3) 叙勲等表彰の申請、(4) 在職証明書等各種証明書、(5) で通称等の使用によって実務上混乱が生じるおそれがあると議長が判断するものと、この5つの中で通称等を使用することができないものとしております。戸籍に登録されておる表記を使っていたかかないといけない部分というのが叙勲等々でございますので、そちらについてはそのようにということで、その使用できない場合を定めております。

第3条以下でございますが、申請、第4条が承認、第5条が中止の届出ということでなっております。それぞれ議長に対しまして、通称等を使用する議員は申請をしていただきます。それにつきまして、第4条では、議長は、承認の可否を決定いたしまして当該申請者に通知をする。中止の届出については、通称等の使用を中止しようとするときは、議長に届け出なければならないというふうにしております。

第6条でございます。こちらにつきましては、議長が選出されていない場合の取扱いということでございまして、議長が選出されていない状況でございますので、「議長」とある部分については「議会事務局長」というふうに読み替えをするという規定でございます。

第7条でございますが、こちらは責務ということで、通称等を使用する議員の心得というところでございますが、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならないというような責務も定めさせていただいております。

その他、第8条につきましては、この規程に定めるもののほか、議員の議会において通称等の使用に関し必要なものは、別に議長が定めますということでございます。

この規程につきましては、この推進会議のほうでご確認をいただきましたら、その日に施行ということで予定をしております。

以上でございます。

○会長（森 美和子君） 以上で説明を終わりました。

ただいまの説明について何か確認したいことなどありましたら、順次発言をどうぞ。

（「なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） なければ、このような内容で規程を制定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） それでは、このように規程を制定し、本日から施行することといたします。

なお、規程の制定をもって検討課題5 1. 旧姓使用については完了したものといたしますのでご承知おさください。

次に、その他の項でございます。

本日の案件は以上であります。何かありますか。

（「なし」の声あり）

○会長（森 美和子君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時49分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 18 日

会長 森 美和子